

住民説明会(中央)質疑応答要約
令和4年11月7日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	行政の責任として、ゴミの減量化を進めるべきなのに、減量化の言及がなかった。	ごみの処理方針に関する基本計画を策定中であり、現時点ではその詳細について説明できる段階にない。今後追って情報提供をしていく。
2	議会だよりによると、予定している土地の面積から200t炉が計画されたとある。燃やすごみを増やす気なのか。	民間事業者の資金でごみ処理施設を建てる事業であり、採算を保つためには一定の規模の炉が必要であるため200t炉が予定されている。決して土地を目いっぱい使うためではない。
3	ゴミ処理は行政が責任をもって行うべきなのに、民間に任せるのは無責任ではないか。	民間に委託する状況になっても、ごみの排出については排出者である町の責任である。
4	周辺の市町村は広域化を行ってごみ処理をしているのに、なぜ忠岡町はそこに参加せず、民間に頼ることにしたのか。	過去から協議を進めてきたが、3つの案について慎重に比較検討させていただいた結果、民間で建設をする事業が最善であるとの結論に至った。また、実現可能性についても、コンサルタントを交えつつ聞き取り調査等を行った結果、確認できている。 一方で広域化の場合は、一部事務組合からは「基本的に委託になる」と言われている。この場合は、今後施設の建て替え等が起こった際に、忠岡町が負担可能であるか不透明である。 こうした検討の結果、民間委託を選択したものである。
5	ごみ減量を進める中で、わざわざよそからゴミを持ち込むとはどういうことか。	ごみ減量の推進については今後ともご協力をお願いします。
6	町内の大きな道路には下水の管が通っているが、その上を大型車両が頻繁に通ることは管に影響はないのか。	さつき通りは大型車両が通ることを想定した舗装構成になっているため、大型車両が通ることによって管が割れることは考えにくい。

7	なぜこんなに急いで産業廃棄物を燃やすような大きな炉を建ててしまうのか？また現状の予定は？	3つの案を比較検討した結果公民連携の方式を選択した。この方式では事業者が決定してから焼却施設ができるまで一般的に約10年かかる。急いでいるわけではなく、スケジュールに沿って進めている。
8	1月に協定を結ぶようなスケジュールであるが、こんなに急いでいるのか？	協定は2段階あり、1月に結ぶ予定をしているのは基本協定。お互いに協力しながら調査を進めていき設計を立てていく段階の協定である。 その後、町の思惑と合致すれば、具体的な事業を進めていく実施協定を結ぶ流れになる。 (基本協定を結ぶ業者は1社か？との問いに対して)現時点ではわからない。
9	具体的に広域化に向けてどのような努力をしたのか、会議の内容や資料など提示してほしい。簡単に決めてしまっているように思われる。	会議の実施や資料については提示可能である。 本件は大変多額の費用がかかる事業であり、公民連携方式という結論に至るにあたって非常に力を使って検討した結果であることは、ご理解いただきたい。
10	資料の◎と○の違いがわからない。この数を数えただけでは本当の意味でどちらがいいのかはわからないのでは？	それぞれその評価をした理由がある。 見方によっては多少変わるところがあるかもしれないが、◎の数の総数が多い公民連携方式に、優位性があったということである。
11	公民連携ありきの比較表では？電力はどうして地域に還元し、ごみ焼却での発電は何パーセントか	公民連携ありきでの比較表ではない、発電量等については今資料を持ち合わせていない。
12	なぜ忠岡町は、収集したごみを肥料化することや、よその焼却施設に委託するといったような努力をしないのか？	全ての一般廃棄物を肥料化することはできない。 一般廃棄物の処理は基本的には行政しかできない。またよそで焼却してもらうとなれば委託する形になる。
12	なぜごみの処理状況（リサイクルの方法など）について町民にアピールしないのか。	なかなか難しいところである。良い案をいただければ検討していく。

13	将来に負の遺産を残すのでは？	費用面において広域化の方が将来的な負担が大きいという判断のもと、公民連携方式を選択した。
----	----------------	--

住民説明会(青空)質疑応答要約
令和4年11月8日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	本施設建設までの8年間は、中継施設に集めたごみを他市へ持っていくというのは、どこへ行くのか。	府外になる。現状では事業者が決まっていないため具体的にどこかは回答できない。
2	伊賀市の処理場まで運ぶことになった場合、運搬料が町にとっての大きな負担になってしまうのではないか。	仮に伊賀市の処理場に運び込むことを想定した場合、現状クリーンセンターでかかっている焼却費用と比較しても、中継期間中であっても安価になると試算されている。
3	3つの処理方式の比較は本当に正しいか。	町の調査により定性的に比較したものであり、正しいものと考えている。
4	災害時の蓄電池活用とはどういうことか。	新施設は、想定外の被害により施設自体が停止しないことが前提ではあるが、災害時に発電スポットとして活用できるような設計を想定している。
5	ケース2 広域処理の説明 広域への協議は、具体的協議は行っているのか	広域処理の概要説明 具体的な協議は行ってきた、当初は、委託のみでごみを焼いてもらう手法
6	これまでのクリーンセンターの補修は何をしたのか。	R3年度の工事内容は、ゴミクレーン、破碎機供給コンベア、破碎ゴミ供給コンベア、送油ポンプ、ガス冷却室、噴射水加圧ポンプ、有害ガス除去装置、不燃物搬出コンベア、不燃物バンカーの補修、電気設備の更新 費用はR3年度が2億2000万、R2年度が3億7400万円
7	現状のクリーンセンターはいつまで使えるのか？	いつまでとは言えないが、全体に老朽化が進んでいる。
8	なぜ200tものごみが処理できる施設を作る必要があるのか。資料では理解できない。	小規模の焼却施設は単価が非常に高くなる。また、事業者が大型施設を建てることになると、200t規模でなければ採算が取れないとされる。

9	建設と運営は別業者か。	募集要項では最低2社の共同企業体であることを条件としている。プラント会社とごみの供給会社の共同である。
10	入札はどのように行われるのか。	プロポーザル方式を採用している。 本町が提示した仕様に則った提案を受け、合致した事業者と契約する。(提案型の随意契約)
11	ケース2とケース3では年間たった2000万しか変わらない。	あくまでも町としては金額のみで決めたわけではない。町民サービスなどその他の要素も総合的に見て熟慮した結果であることはご理解いただきたい。
12	交通量が増え、大型車両が町中を通るのは、我慢できない	トラックの搬入搬出経路については、まだ事業者が決まっていないためお答えできない。
13	各地の施設の炉の稼働率が50%ぐらいだが、なぜ、公共施設で産廃を焼却しないのか	廃掃法上は可能であるが、各施設それぞれの考え方があるため、受け入れていない施設もある。
14	産廃はもうかるから、町に持ってくると思っているのでは？	そのようなことはない。
15	議会だよりでの回答で、アンケートは難しいとしているが、住民意見を聞かないということか。	引き続き住民の皆さんへ説明していく。

住民説明会(西区)質疑応答要約
令和4年11月9日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	資料2番の産業系廃棄物はどのようなものか。	基本的に法律に定められた20種類のもの。
2	災害ごみの持ち込みについて。	災害ごみは基本的には忠岡町のものしか燃やさない。他市から要請があった場合、余力があれば協議の上受け入れをする可能性はある。
3	モニタリングとはどのように行うのか。	現場に職員を配置し、車両展開を含めた目視検査を行う。産廃はマニフェストの作成が義務付けられているため、目視の前段階の確認も想定される。また、業者には重い罰則規定もある。
4	新たに行う事業ですから、100%完璧なものが出来ないのでは、職員もしっかり勉強してほしい。	ご意見ありがとうございます。
5	SPCが選んだ会社のゴミが搬入されるのか	そのとおり
6	200トン炉は一つですか	業者が決まっていないので確定ではないが、100トン炉2基で運用する例が多くみられる。
7	搬入車両はどれぐらいの台数来るのか	他市町の環境アセスメントの例によると、10tトラックが1時間に約3~5台。
8	大型車両でくる場合は、さつき通りはできるだけ通らず、臨海線等から来るようにしてほしい。	基本的にはそうなるように考えている。
9	今の時点では、民間企業への方法しかないのか。	この方式をしっかり調査してきた。金額が安いからといって、行政サービス低下しないようにいろいろな方面で調査した結果、公民連携協定を決めた。

10	業者を決定する前に、住民の声を聴くのが、役場の仕事では	この事業は、昨年の春から計画立てて進めてきたもので、学識経験者などの意見を聞きながら事業化できるかどうか調査をしてきた。事業化が可能であることが確認されたため、住民説明を行っている。
11	現時点では「想定」で成り立っている部分が多いのが不安である。本当に想定通りになるのか。	基本協定先を選ぶ公募を行っており、忠岡町が考えるスキームに準じた提案を受け付ける。この形から大きく外れたものは来ないと考えている。
12	私たちよりも子供たちがこれから忠岡町で住み続けていくので大丈夫なのか。	民間にすべてを任せていくのではなく、忠岡町も監視等を行っている。
13	新施設建設後の忠岡町の役割は。	忠岡町のごみの委託 約束通り処理が行われているかどうかの監視機能
14	コストが下がることはわかるが、環境も大事だから公共がしっかりしてほしい。	ご意見ありがとうございます。

住民説明会(東区)質疑応答要約
令和4年11月10日実施分

質疑 番号	質問事項	回答
1	公民連携の事業は、府下では初めてなのか。	大阪府下では初めて。他の自治体では数件検討が進んでおり、今後増えていくと思われる。
2	住民投票により決定してほしい。	ご意見として承ります。
3	HPで質問している内容の回答がほしい 各ケースの費用、忠岡町のゴミ処理費用など 各ケースの評価の内容などを聞きたい。	環境省実態調査4か年平均数値、各項目について定性評価であって、定量評価を行ったものではない。
4	忠岡町民がより安心して且つ安全に住める、 住環境づくりについて、より安全安心な街づくりを目指すべき。	ご意見として承ります。
5	地球全体として、CO ₂ の発生量を今より減少するべきでは	ごみは新施設用に新しく生み出されるわけではなく、他所からの移動があるだけであり、二酸化炭素の全体量に変化はない。
6	忠岡町の安心・安全について	(環境について)施設が大きくなることによって、環境基準は50倍程度厳しくなる。また近隣の大型施設でも基準値を大幅に下回る数値が出ている。 (道路について)大型車両が大勢つき通りを通るようなことは想定していない。
7	町民による協議会を作ってほしい	都市計画・環境影響調査といったところで一定の合意形成が義務付けられているため、そのような段階になれば都度説明させていただく。
8	ごみを燃やす量が増えると二酸化炭素が増える。その対策はしないのか。忠岡町の二酸化炭素が増えるのではないのか。	ごみは新施設用に新しく生み出されるわけではなく、他所からの移動があるだけであり、二酸化炭素の全体量に変化はない。また二酸化炭素量については、町内のみの数値変化を示す指標はない。

9	公民連携方式で決定なのか。	事務方としてはこの方式で進めていくと決めた。ただし今後、議会の議決等必要な手続はまだある。
10	町民が内部の事業を監視できるようにしてほしい。	モニタリングについては町の方で責任を持って実施する。
11	町中のトラックなどの運行はやめてほしい。	搬入搬出経路については、しっかりと調整・監視をしていく。
12	近隣市町村の了解は得られているのか	環境アセスメントにおいて、近隣市町村に事業内容を説明し、意見をもらう手続きがある。 現時点では事業詳細が決定していないため、まだ行ってはいない。

住民説明会(南区)質疑応答要約
令和4年11月11日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	環境について気になる。有害物質などはどうなのか。	環境に対しては、とても大事な問題と認識している。 小規模施設と大規模施設では国の基準が異なる(約50倍)。適切な運営と監視体制が整っていれば、住民の健康を害するようなことはないと考えている。
2	なぜ、忠岡町が突出して費用が高いのか。	施設管理運営費や補修費などの費用に対して、人口が少なく、分母が小さいため。
3	公民連携の考え方はベターではあると考えるが、今後も色々と考えていってほしい。	ご意見ありがとうございます。
4	急がずにゆっくり進めることはできないのか。	検討を始めたのは今年の春。この事業は多額の費用を使うものであるため、慎重に検討を重ねてきたところである。急な話のようになってはいるが、段階を踏んでしっかりと検討を重ねてきた結果であることをご理解いただきたい。
5	予定地について、運営期間の30年後はどのような予定になっているのか。	30年の運営終了後は、民間業者が建てた施設を除却し、土地を更地にして忠岡町に返還することを条件に盛り込んでいる。
6	広域で、なぜ、岸和田貝塚はだめなのか	環境アセスの問題、組合と地元の間で関係市以外の廃棄物を受け入れない取り決めがあると聞いている。
7	泉北環境の建て替えの候補地は決まっているのか。	現在のところ決まっていないと聞いている。
8	本当に町が民間の施設を調査・監視できるのか。	監視の手法については、搬入されるごみが町が認めたものかどうか・燃焼が適切に行われているか・外部機関により測定される数値が適正かなど、項目は多岐にわたる。また、大阪府による定期的な検査もある。

住民説明会(北区)質疑応答要約
令和4年11月14日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	事業についてなぜ広報に載せないのか。また12月広報に詳しい説明を載せてほしい。	広報は文字数やスペースに制限があり、細かい内容の記載はし難い。内容についてはホームページに掲載しており、広報にはそこに案内する文を掲載している。
2	HP どれぐらい見ているかわからないので、特集号なども掲載してください。	質疑番号1の回答のとおり
3	この10数年間、広域処理についての協議はしていなかったのか。	協議はしてきている。今は資料を持ち合わせていないため、具体的にいつどのような協議会を開いたなどについては回答できない。
4	今、産業廃棄物は山側で燃やしているが、忠岡の海側に来た場合に健康被害が心配だ。あわててする必要があるのか	環境影響調査や、民間企業でも厳しい検査があり、モニタリング体制を構築していく。
5	説明のあった焼却場は、一般廃棄物処理場か産業廃棄物処理場か？ また、産業廃棄物処理場の環境データなどがわかりづらい。疑って疑って調べて事業を進めてほしい。正しい産業廃棄物の資料を出してほしい。	説明の処理場は、一般廃棄物処理場、産廃は20品目あるが、この施設で処理する予定であるのは一般廃棄物と同様性状のものである。
6	有害なごみは受け付けないという説明があったが、だれが確認するのか。	実際に確認を行うのは運営を行うSPCの職員。それを町で監視する仕組みを作っていく。
7	企業は全部いい人ばかりではない、日本の大企業でも、同じ過ちを犯すので、産廃業社はもっと気を付けるべきだ。	外部機関が検査をしたりすることもあるので、ごまかしようがない。
8	産廃は一廃とほぼ同じとして一廃の処理施設を紹介しているが、産廃の処理をしている自治体のデータが足りないのではないのか。	町が新施設で取り扱う産業廃棄物は、基本的に一般廃棄物と同様性状のものである。産廃処理施設のデータは必要に応じて提供していく。
9	新施設ができた場合のメリットは何か。	年間の処理費用は、40年平均で2億円以下になる。また廃棄物運搬の協力金や土地の固定

		資産税など収入もある。これからの人口減で町の財政規模の縮小が予想される中で、住民サービスを維持するためには財源の確保が必要であるため、メリットといえる。
10	たかがごみに費用をかけるのちがって、財政メリットや、環境リスクを最小限に抑えることなどを考えて事業を進めていくことが大事。この事業が本当にいいことなのか？	40年間スパンで1年あたりの費用を算出すれば、かなり財政メリットがある。又、環境の問題については、適正に監視していく。
11	今回の件は、産業廃棄物施設の導入である。民間企業は場所がないので困っており、それを忠岡町が手助けしてやるというように聞こえる。	町として最善の手法を模索した結果であり、そのような観点で事業立案したのではない。
12	財政指標を提出すべきでは。	予算委員会時に提出している。 財源を確保すると言っている。
13	環境アセスメントにおける一定の合意形成とは。	町としても経験がないため勉強中である。内容が分かればご報告させていただく。

住民説明会(馬瀬)質疑応答要約
令和4年11月15日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	180t ものごみを 10 年後も安定して供給できるのか。	現状サウンディング調査を進める中では、安定して供給できるとの回答をいただいている。
2	施設の建設費の分担はどうなっているのか。	今回の事業では、施設の建設はすべて民間事業者の負担で行う。
3	現状の焼却炉について、昨年・一昨年に改良工事をしているのではないか。	修繕費用については R2 年度が 3 億 7400 万円、R3 年度が 2 億 2000 万円。
4	改修工事によって使用可能期間が延びるのではないか。	改修工事は、R6 年 3 月まで事故なく安全にごみ焼却を行っていくために必要な補修を行ったものである。
5	現施設は煙突を見ている煙が上がっておらず動いていないように見える。実際本当に 20t 焼いているのか。	燃焼施設は効率的に稼働させるため、常に稼働しているというわけではない。
6	施設が大きくなれば、それだけ二酸化炭素の量が増えるのではないか。	国からは、日量 100t 以下の小規模の炉はなくしていき電力としてエネルギー回収できる 100t 以上の炉を増やしていくという通知がある。二酸化炭素については、忠岡町だけでどれだけ出ているかというより国全体での量が指標になるため、この観点においては大型の炉になることによって貢献できることになると考えている。
7	議事録は公開されるのか。	作成でき次第町ホームページで公開する予定。広報についてはスペースや文字数が限られるため、ホームページへ案内できるような工夫をしていく予定である。
8	100t 以下の炉は造れないのか。	造れないことはないが、100t 以下の炉の場合、補助金もなく割高となる。
9	金額の差があまりないので、広域処理の方で考え直してほしい。	町としては金額のみで処理方法を決めたわけではない。広域の場合は収集時間が遅くなったり持ち込みの状況が変わったりといった変

		化が予想される。そうした町民の利便性を第一として考えた結果である。
10	産業廃棄物の処理場の具体的な規制物質等の具体的な排出量を教えてほしい。	調査したが、すぐに得られるような情報はなかった。所管官庁は大阪府であり、今後、協議の中で提供いただけるようであれば、可能な範囲でアナウンスしていきたい。
11	産業廃棄物を扱っているデータを教えてください。	産業廃棄物の所管官庁は大阪府であるため、現時点で提供できるデータは持ち合わせていない。

住民説明会(高月北)質疑応答要約

令和4年11月18日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	SPC に重大な瑕疵等の想定外の問題が起きた場合、忠岡町はどの程度指導等できるのか。	実施協定においてリスクの分担等はしっかり決めていく。また、不測の事態が起きた場合に備え、町の SPC への出資や、現場への職員の配置等について調査・検討している。
2	施設完成までの期間の SPC の経費は誰が払うのか。	基本的には SPC 構成企業の出資による。
3	行政が民間事業者にごみ処理を委託する例はあるのか。	埼玉県に 1 ヲ所、四国に 2 ヲ所、四国、兵庫、広島、熊本に検討中の例がある。
4	比較表ではメリットがよく理解できない。	住民サービスが変わらない方式であること、施設の整備や運転の資金が民間業者の資金で賄われるスキームであることなど、金額以外の部分を含めて優位性の評価を行った。
5	産廃は全国から持ち込んでくるのか。	基本的に対象は近畿圏、その中でも大阪府内が多くなるのではないかと考えている。
6	SPC の倒産等が起こった場合の忠岡町の担保は。	積替え施設を作るため、ごみを処理できなくなるような状況は起きないと考えている。
7	首長が変わり方針が変わった場合の想定はしているのか。	基本協定や実施協定を結ぶため、選挙があったからと言って大きく方針転換といったことは起きない。
8	焼くことばかりでリサイクルはしないのか。	基本的に焼却施設で燃やすものはどうしてもリサイクルできないもののみ。また、ただ焼却するだけではなく発電を行う。
9	施設整備費などは、民間企業が費用を負担して行っていくのか。	忠岡町が補助するものではない。ごみの焼却に応じた費用を支払っていく。
10	民設民営になれば、町には一銭も入らないのか。	持ち込みのごみ量 t 数に応じて協力金を得る予定。また土地の賃貸料や固定資産税などの収入も見込める。

11	収入はどれぐらいの見込みですか。収入があれば税金等が安くなるのか。	現在業者が決定していないことから、具体的な数値は分かりません。税金等については、安くなるのではなく、行政サービスの低下を防ぐことになる。
12	供用開始してから30年たてば、その後はどうなるのか。契約が切れれば	今のところは、施設を解体していただき、更地にして返していただく。
13	1人当たり36,000円の根拠は。改修工事の費用等は含まれているのか。	国の統計の数字を人口で割ったものであり、わかりやすく回答する資料が手元にない。今後町HPの質問ページにおいて、わかりやすい形で回答する。
14	各地区の住民説明会の質疑はいつ町HPに掲載されるか。	全説明会終了後、取りまとめて掲載予定。

住民説明会(北出)質疑応答要約
令和4年11月21日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	公民連携を公約としていたのに民設民営をより押しで進めている。	町としては資料のホームページへの掲載や質問の随時受け付け等も行っている。予定に沿って進めている。
2	町は民設民営を「良い案」だと言うが、住民は「良い案」とは思っていない。	町としては「良い案」として提案しているのではなく、3つの方式案からより優位性の高いものを選択している。
4	議会への説明がきちり出来ていないのに、強行採決で決めたのでは。	議会に対しては、手続きを踏みながらその都度説明を行っている。強行採決したわけではない。
5	200tの炉ができると周知せず、ごみ減量化の説明もない。住民には通じてないのでは。	事業内容の説明は行っている。また、町HPにも掲載されている。
6	産廃処理では、ダイオキシンは抑えられても窒素酸化物は抑えられないといった研究もある。先行き不透明な産廃処理施設をなぜわざわざ造るのか。	化学物質の件については専門家に確認する。新施設については、産業廃棄物であっても一般廃棄物と性状を同じくするものしか受け入れられないため、そのような有害物質による環境への悪影響が起こるとは考えていない。
7	どこの企業にやってもらうのか。また、SPCに対する町の監視体制はどのようになるか。	手が挙がっている企業については現時点では公開できないが、世界的・全国的に展開している経験豊富な企業である。監視体制については、行政職員の配置を検討している。また、大阪府による厳しい監視が行われているとのことであるので、その点についても学んでいく考えである。
8	忠岡町は、他に比べて一歩進んでいる監視体制の構築を築いてほしい。	ご意見ありがとうございます。
9	ごみ処理問題に関するチラシを配ったところ、初めて知るといった住民がほとんどであった。住民への周知もしていない状況で進めるのはどうなのか。	通常の行政としての住民合意形成の取り方に加えて、各地区での住民説明会の実施により、より踏み込んだ説明ができていると考えている。

10	公約に掲げたことを変えて行う手法なので、よく議論すべきでは、	丁寧な説明に努めていく。
11	子育て世代が参加できるような時間に説明会をできないのか。業者が決まっても住民が参加できるようにできないのか。	<p>誰もが参加できる日程で説明会を実施するのは現実的には難しい。関心のある方が1回でも参加してもらえるように、今回は10地区どこであっても参加していただけるように実施した。</p> <p>業者とは基本町が話し合いを行う。その中で決まったことは、住民の皆さまに周知していく。</p>

住民説明会(高月南)質疑応答要約
令和4年11月22日実施分

質疑番号	質問事項	回答
1	町長は、公約違反ではないのか。	広域を貫いてきましたが、現在は新たな手法がベターだと考えている、忠岡町の住民のことを一番に考えている。
2	町民の質問に対する町の回答は納得できるものではない。審議も十分できていないままだんどん進められては困る。もう一度考え直してほしい。	発案から時間が短いことは確かであるが、町としても手順を踏んで行ってきたところであり、これを早く進めていくことが将来の財政負担の軽減にもつながると考えている。
3	関連議案の議決が6対5となっているが、議会で審議されていない、これでは納得がいかない。公民連携事業を考え直ししてほしい。	議決の手続は適正に行なわれている。
4	もっと時間をかけて検討しながら進めてほしい。	この事業においては、まず基本協定を締結し、その後実施協定を結ぶまでの期間に、情報提供や意見収集の期間があるため、そこはしっかりと進めていく。
5	議会で強行採決するようなやり方ではなく、慎重に進めるべきである。議員は分かっていない。	公民連携方式を進めていくにあたり事業者選定にかかる関係予算について承認を得たものである。しっかりと議会の手順を踏んだものであり、強行採決したわけではない。
6	説明会等の資料について、ホームページだけでなく紙でみられるようにしてほしい。	説明会等資料については、ホームページ掲載を、忠岡町役場の広報公開コーナーに配架するので、ご確認ください。